



## 創業50周年を迎えるにあたって

代表 長沼 隆弘

2019



明けましておめでとうございます。

おかげさまで、弊所は本年、創業50周年を迎えることとなりました。これもひとえに皆様の温かいご厚情の賜物と深く御礼申し上げます。

さて、弊所は私が生まれる前年の昭和44年6月5日阪急西宮北口駅南側高松町の明和ビル306号室で創業し、その翌年には、北口町7番18号（現在のアクタ西宮東館のあたり）の自宅横に事務所を移しました。自宅の庭と事務所の裏がつながってありました事から姉と二人で母親に叱られ家から閉め出された際には、父親のいる事務所に逃げ込んで遊んでいたのを覚えております。その後、昭和50年に甲風園交番の川を挟んで東側角のビル3階に移りました。昭和57年には、南隣の土地を購入、ビルを建築し、そのビルの4階に移っています。平成2年には、現在の場所に移りましたが、阪神大震災により建て替えが必要となり、建築中の数カ月は東隣のビルに移転しており、その後、現在の事務所となっております。

小さい頃に父親になぜ税理士になったのかを聞いた事があります。簿記が得意だった事と、祖母から資格のある商売をした方が良いとのアドバイスがあった事によると言っていました。父は高校生の時に鹿児島から西宮に出てきており、税理士資格を取った当時は、税理士の最年少合格として新聞に記事が載った事を自慢げに話してくれました。私は、小学校の頃から税理士になって跡を継ぐことが夢でした。大学卒業後、当たり前のように税理士を目指し、28歳で入社、平成22年に跡を継いで現在に至ります。

先達の背中をみて教わりましたが、弊所の強みは組織力です。現在、職員は25名おりますが、税制も年々複雑になり、個のチカラで対応できるものではなく、お互いの得意分野を活かし、お客様のお役にたつ。また、仕事は楽しくなくてははいけないと思っております。みんなのチカラを結集してお役にたち、喜んでいただくのがこの仕事の楽しさだと感じております。これから先も、その様な気持ちで、頑張ってもらいますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

### 消費税の適用税率

10月1日施行の消費税増税による適用税率をまとめてみました。右図のオレンジ色は10%水色は8%になります。

①原則は、引渡日・役務提供完了日の税率を適用します。②飲食店等での施行日前の予約も同様です。③施行日前に8%で売上をしたものについて施行日以後に値引返品を受けた場合の値引返品は8%を適用します。④貸倒についても同様です。⑤建設業・製造業・設計監理・ソフトウェア開発等の3月31日以前の契約分については引渡が10月以降になっても8%を適用する経過措置がありますが、4月1日以後に追加・増額した部分は10%になります。着手日は無関係ですが、3月31日以前の契約を証するためには契約書等が必要でしょう。また、経過措置を受けるためには請求書等へ経過措置適用の旨を明記することが求められます。

(隆伸)

	3月31日	10月1日
①原則	引渡・提供完了	引渡・提供完了
②予約	予約	引渡・提供完了
③値引返品	納品	左記の値引返品
④貸倒	売上	左記の貸倒
⑤経過措置	契約	引渡
⑥追加・増額	上記の追加・増額	引渡

### セミナー開催報告

昨年12月4日に恒例の年末調整セミナーを開催しました。年末調整は年に1回のことですので計算の仕方を再確認して頂く機会になればと毎年この時期にセミナーを開催しております。また、同年12月14日には改正消費税セミナーを開催し、今年10月から改正のある消費税の取り扱いや実務への影響などについてもご紹介させて頂きました。お陰様で、多くの方々にご参加頂く事ができ、皆様の日々の業務の効率化に少しでもお役に立てていければ幸いです。今後もより良い情報をタイムリーにご提供できるよう心掛けてまいります。次回のセミナー開催の折にもご参加のほど、よろしくお願い致します。

(渡邊)



### 災害にあった時の税金は？



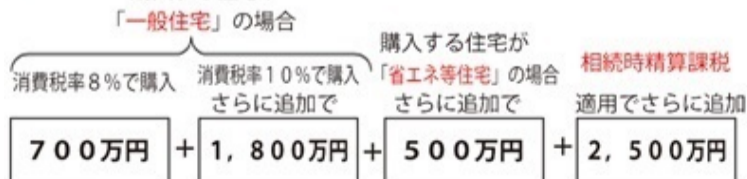
平成30年は地震・台風と災害の多い年となりました。被害にあわれた方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。災害や盗難・横領のため住宅・家財・自家用車などに損害を受けたときは、税金が少なくすむ確定申告が可能です。例えば、所得400万円の方が、修理代に90万円・後片付け代に10万円がかかれば、所得から60万円を引く事が出来ます。保険金を受け取った場合や、ほかの修理も一緒にした場合など適用できるかどうかの判断が必要なものもありますので、被害にあわれた方は、担当者にご相談ください。

(丸山)

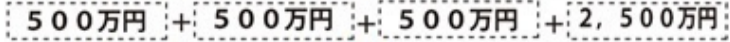
### 自宅購入資金を援助される方、必見です！

お子さんやお孫さんが自宅を購入する際に、その資金を父母や祖父母が贈与する場合の贈与税の非課税制度が、消費税増税に伴う景気対策の一環として拡充されます。もし、贈与をお考えであれば、これら制度の活用をご検討されてはいかがでしょうか。ただし、制度を使うには要件がありますので、事前にご相談ください。

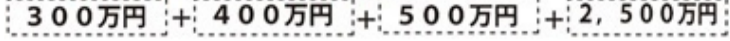
●平成31年4月から平成32年3月は最大で合計5,500万円購入する住宅が



○平成32年4月から平成33年3月は最大で合計4,000万円



○平成33年4月から平成33年12月は最大で合計3,700万円



(鈴木)

